

たくさんの  
元気と笑顔が  
あふれるまち  
磐田

今までも、  
これからも  
ずっと磐田



磐田市イメージキャラクター  
じっぺん  
© 磐田市

# 第3次磐田市地域福祉計画 第3次磐田市地域福祉活動計画

平成30年度～平成34年度

磐田市・磐田市社会福祉協議会



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	3
5 地域福祉活動を推進するための「地域」（圏域）の考え方	3

## 第2章 磐田市の地域福祉を取り巻く現状

1 高齢社会の状況	4
2 障がいのある人の状況	6
3 子ども（合計特殊出生率・出生数）の状況	6
4 生活保護世帯の状況	7

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	8
2 計画の基本目標	9
3 計画の体系	10

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉を担う人材の育成

1 地域福祉の心を育む福祉教育の推進	11
2 生きがいづくりと社会参加の促進	13
3 地域活動・ボランティア活動人材の育成	15

### 基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり

1 地域でふれあい、交流できる場づくり	17
2 地域での見守り体制づくり	19
3 地域での支え合いのネットワークづくり	21

### 基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

1 身近に相談できる体制づくり	23
2 自立を支える福祉サービスの向上	25
3 安心して住みやすい生活環境の整備	27

## 第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	29
2 計画の進行管理	29

## 資料編

1 磐田市地域福祉推進会議設置要綱	30
2 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議設置要綱	31
3 磐田市地域福祉推進会議・磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議委員名簿	32
4 計画策定の方法	33
5 市民意識調査からみる磐田市の現状	34
6 住民等ワークショップなどにおける意見	37
7 用語解説	39

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

近年の高齢化や少子化の急激な進行とともに、核家族化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などにより、日常生活や地域社会も大きく変化しています。こうした中、高齢者や障がいのある方、子育てなどに対する福祉ニーズが増大するとともに、自殺や孤立死、高齢者や障がい者、児童に対する虐待、ひきこもりや生活に困窮している方への対応など、新たな社会問題に対するさらなる充実した取り組みが必要となってきます。

また、年齢を重ねても、障がいがあっても、住み慣れた地域の中で自分らしく幸せに暮らしたいと多くの方が願う中で、福祉や子育て支援などの公的サービスのみでは解決できない生活課題が発生しています。例えば、ゴミ出しや片付けなどのちょっとした困りごとに対して手助けを必要としているひとり暮らしの高齢者や障がい者、認知症やひきこもりなどで自ら助けを求めることができず孤立している方は、身近で生活している人でなければ発見することが難しいこともあります。

これからのまちづくりを進めるためには、「やさしさ、ふれあい」の気持ちを基本とした地域住民自らの積極的なボランティア活動や地域活動とともに、地域活動団体、事業者、社会福祉協議会、行政とが問題意識を共有し、解決に向けて協働で「新たな支え合い」の仕組みづくりを進めることが大切です。

このようなことから、安全で安心できる地域社会の実現を目指してこの計画を策定しました。

## 2. 計画策定の趣旨

この計画は、平成23年3月に策定された「第2次磐田市地域福祉計画及び磐田市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取り組みや課題を振り返り、また、平成29年度に策定された「第2次磐田市総合計画」を踏まえ、社会情勢の変化や課題などに対応し、地域の実情に即した地域福祉を推進するため「第3次磐田市地域福祉計画及び磐田市社会福祉協議会地域福祉活動計画」として策定するものです。

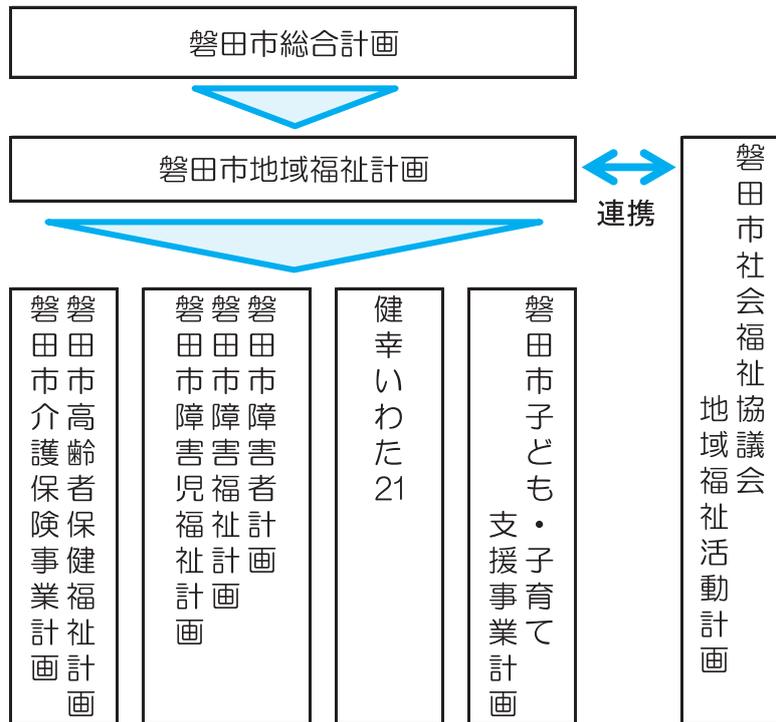
## 3. 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条が定める市町村計画として位置づけられ「磐田市総合計画」を上位計画とします。

また、本市の保健福祉分野の個別計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健幸いわた21(健康増進計画・自殺対策計画等)」、「子ども・子育て支援事業計画」との調和を図り、保健福祉分野の上位計画とします。

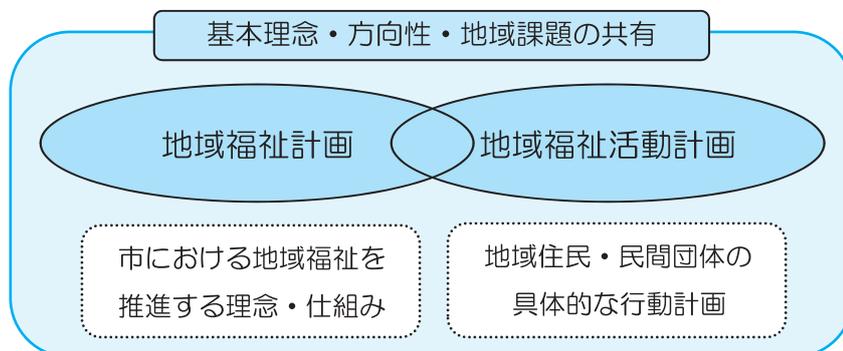
【図 磐田市地域福祉計画の位置づけ】



(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法に基づく社会福祉法人磐田市社会福祉協議会が策定する計画で、市民やボランティア団体、NPO、福祉事業者などが相互に協力して地域福祉を推進していくための活動目標を示した計画です。

【図 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



## 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間とし、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

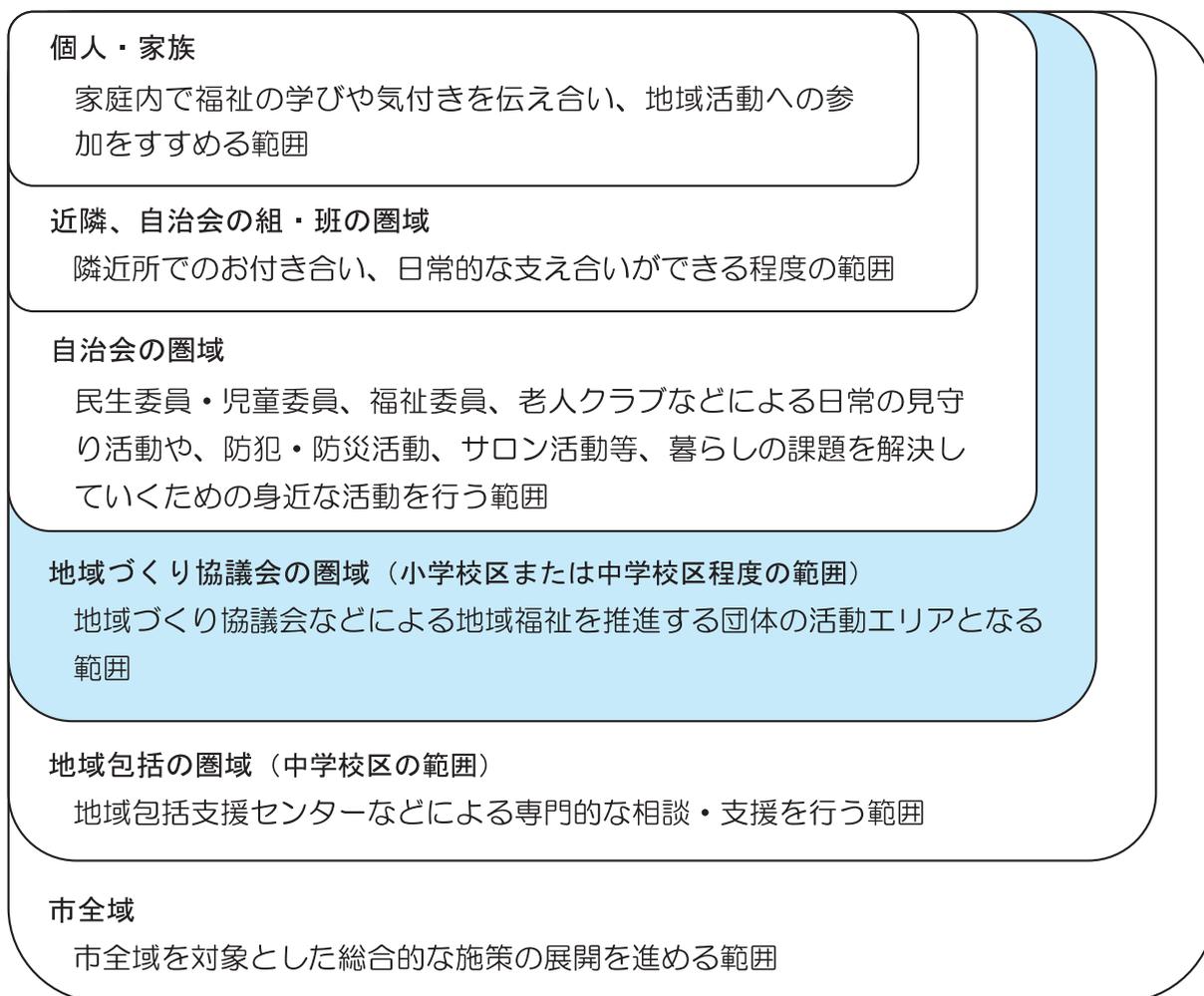
## 5. 地域福祉活動を推進するための「地域」(圏域)の考え方

地域福祉においては、隣近所とのお付き合いや身近な相談相手、日常的な支え合いができる人と人とのつながりがとても大切です。

磐田市では、地域福祉活動を推進するため、各家庭において子どもから高齢者まで一人ひとりが福祉を「我が事」として捉えていただくことを基本とした上で、支え合い活動の「地域」の範囲を「近隣、自治会の組・班」からはじまり、各自治会での身近な地域福祉活動の実施、そして、地域づくり協議会の範囲を基礎単位の地域(圏域)と捉え、地域福祉活動を推進していくことが望ましいと考えています。

そして、地域包括支援センターなどの相談機関窓口の範囲、さらに市全域を範囲として、隣近所から市全体までを重層的に捉えることで、地域福祉活動の統一感を図っていくことをイメージしています。

【図 地域(圏域)の範囲のイメージ】



## 第2章 磐田市の地域福祉を取り巻く現状

### 1. 高齢社会の状況

#### (1) 高齢者人口と高齢化率の推移

平成24年度から平成28年度の性別・各年齢別の人口変化率を用いて、磐田市の人口を推計すると、下表のとおりになります。

総人口は、減少傾向が続き、平成37年度（2025年度）の総人口は161,459人と推計され、うち65歳以上の高齢者は48,169人、高齢化率は29.8%まで上昇することが見込まれます。人口は年齢層によって増減傾向が異なっており、64歳以下の人口が減少していく中、65歳以上の高齢者人口は増加していくことが見込まれます。

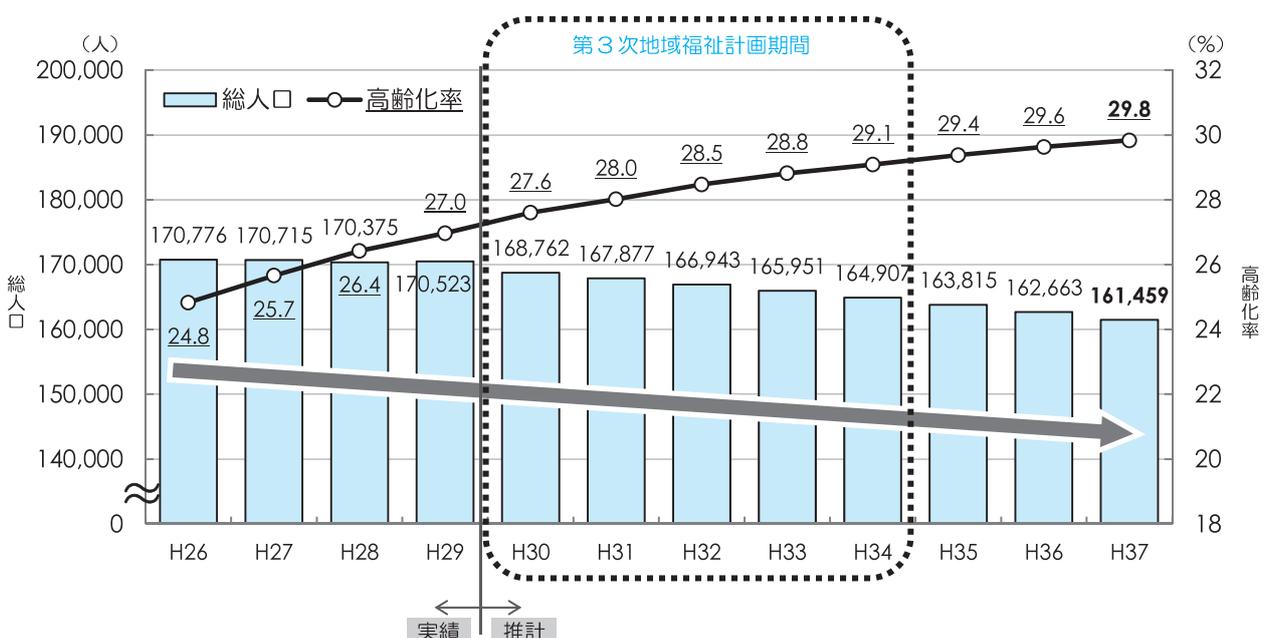
【表 総人口・高齢者人口等の推移】

単位／人口：人、高齢化率：%

	実績値			推計値				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成35年度	平成37年度
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2023)	(2025)
総人口	170,715	170,375	170,523	168,762	167,877	166,943	163,815	161,459
高齢化率	25.7	26.4	27.0	27.6	28.0	28.5	29.4	29.8
高齢者人口	43,804	45,018	45,981	46,584	47,030	47,531	48,124	48,169
65～74歳	23,399	23,923	24,250	24,326	24,207	24,448	22,962	20,954
75歳以上	20,405	21,095	21,731	22,258	22,823	23,083	25,162	27,215
40～64歳人口	56,297	55,918	55,648	54,990	54,737	54,361	53,515	52,822

※平成29年度までは住民基本台帳に基づく各年度10月1日現在の実績

【図 総人口・高齢化率の推移】



## (2) 高齢者世帯の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の総世帯数は 66,103 世帯で、そのうち、65 歳以上の高齢者のいる世帯は 29,247 世帯と、総世帯数の 44.2%を占めています。

高齢者のいる世帯の内訳をみると、ひとり暮らし世帯および夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、平成 29 年度時点でひとり暮らし世帯が 6,205 世帯、夫婦のみの世帯が 6,524 世帯と、高齢者のいる世帯の 43.5%を占めています。

【表 高齢者世帯の推移】

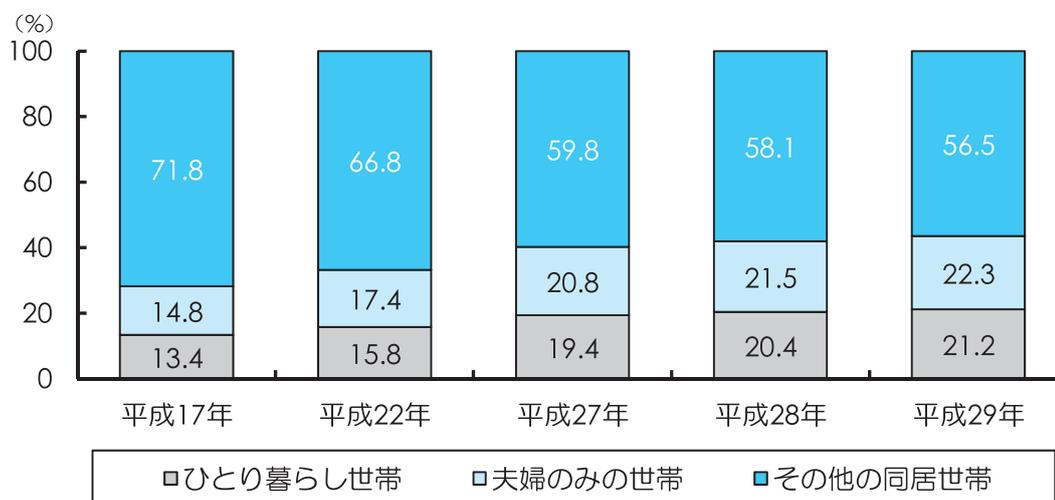
単位／実数：世帯、構成比：%

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
総世帯	実数	60,107	63,282	64,319	65,107	66,103	
	構成比①	100	100.0	100.0	100.0	100.0	
65 歳以上の高齢者のいる世帯	実数	21,396	24,418	27,905	28,653	29,247	
	構成比①	35.6	38.6	43.4	44.0	44.2	
	構成比②	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
内訳	ひとり暮らし世帯	実数	2,870	3,863	5,405	5,837	6,205
		構成比①	4.8	6.1	8.4	9.0	9.4
		構成比②	13.4	15.8	19.4	20.4	21.2
	夫婦のみの世帯	実数	3,166	4,248	5,804	6,172	6,524
		構成比①	5.3	6.7	9.0	9.5	9.9
		構成比②	14.8	17.4	20.8	21.5	22.3
	その他の同居世帯	実数	15,360	16,307	16,696	16,644	16,518
		構成比①	25.6	25.8	26.0	25.6	25.0
		構成比②	71.8	66.8	59.8	58.1	56.5

資料：高齢者福祉行政の基礎調査

注) ①は総世帯数を 100%とする構成比。②は 65 歳以上の高齢者のいる世帯を 100%とする構成比

【図 高齢者世帯の推移】



## 2. 障がいのある人の状況

磐田市の総人口のうち、約4%の方が障害者手帳所持者となっています。手帳所持者は増加傾向にあり、人口における割合も年々増加しています。

【表 障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

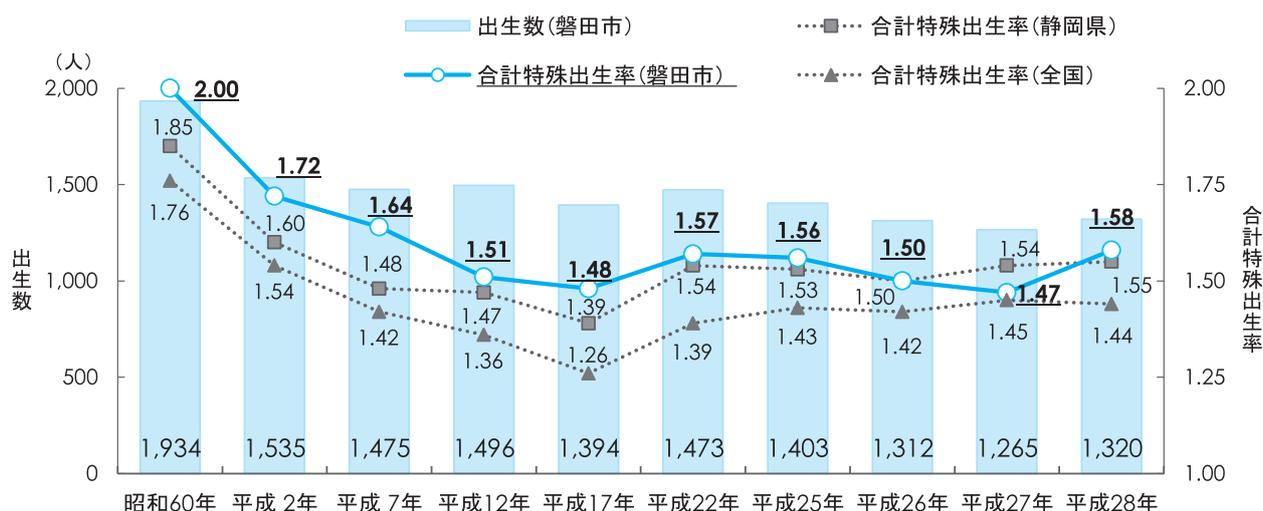
	平成 17年度	平成 22年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手帳所持者（A）	6,412	6,523	6,917	7,001	7,197
身体障害者手帳	5,214	5,074	5,050	4,963	4,950
療育手帳	788	955	1,201	1,326	1,357
精神保健福祉手帳	410	494	666	712	890
磐田市人口（B）	175,263	173,715	170,311	170,430	170,523
対人口比（A/B）	3.66%	3.76%	4.06%	4.10%	4.22%

※各年度3月末日現在（平成29年度は9月末日現在）

## 3. 子ども（合計特殊出生率・出生数）の状況

出生数はわずかに増減、合計特殊出生率は国、県より高く推移しており、平成28年には1.58となっています。

【表 合計特殊出生率と出生数の推移】



※昭和60年～平成12年までは、旧磐田市・旧福田町・旧竜洋町・旧豊田町・旧豊岡村の出生数の合計値  
平成17年以降は磐田市。

※平成16年以前の合計特殊出生率に関しては、旧磐田市の値を使用している。なお、合計特殊出生率は5年単位のデータ、平成25年～平成28年の磐田市の合計特殊出生率については、磐田市の試算による。

出典：出生数（磐田市）、合計特殊出生率（全国・静岡県）／厚生労働省「人口動態統計」  
合計特殊出生率（磐田市）／厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

## 4. 生活保護世帯の状況

平成 28 年度末の生活保護世帯は 460 世帯で、平成 20 年度の 190 世帯と比べると 2.4 倍に増えています。

また、生活保護世帯の類型を見ると、高齢者世帯が増加傾向にあり、平成 28 年度末で 231 世帯、被保護世帯の約 50%を占めています。

【表 生活保護世帯の推移】

単位：世帯

	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
生活保護世帯	190	365	395	419	460
高齢者世帯	82	103	149	195	231
母子世帯	9	34	32	25	23
障がい者世帯	30	33	43	44	57
傷病者世帯	43	56	62	57	52
その他	26	139	109	98	97

※各年度 3 月末日現在

※高齢者世帯：男女とも 65 歳以上の者のみの世帯か、これに 18 歳未満の者が加わった世帯

※母子世帯：配偶者がいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子のみの世帯

※障がい者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障がい・知的障がいなどの心身の障がいのため働けない世帯

※傷病者世帯：世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病のため働けない世帯

※その他世帯：上記のいずれにも該当しない世帯

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

本計画では前計画の基本理念を受け継ぎ、以下のように基本理念を掲げます。

## やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～地域共生社会の実現～

誰もが住み慣れた地域で、安心して生活していくためには、行政や社会福祉協議会、福祉関係事業所などが提供する福祉サービスだけでなく、市民の理解や協力による地域福祉の推進が必要です。

近年、本市をとりまく社会環境は、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展など大きく変化しています。高齢者や子育て世代、障がい者などの支援が必要な方に加え、生活困窮者、権利を守る必要がある方など新たな課題への取り組みも求められています。

このような課題を解決するためには、身近な地域や市全体の中であらゆる方々のふれあいや支え合いを育むとともに、市民一人ひとりが共通の課題として受け止め、市民や地域のネットワークで互いに補いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要です。

また、平成29年度を初年度として策定された「第2次磐田市総合計画」では、「まちの将来像」を『たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田～今までも、これからも ずっと磐田～』としており、「まちづくりの基本理念」を『未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます』と定めています。

「第3次磐田市地域福祉（活動）計画」では、このまちの将来像を念頭に、ともに暮らす地域の中で、市民同士が笑顔あふれる関係を築いていくことを目指していきます。

今後、地域福祉を進めていくためには、すべての市民が、家族や近所との温かな絆を築きながら、地域の一員としてのつながりを持ち、ともに支え合うことが大切です。そして、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、市民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという『地域共生社会』の実現を目指していきます。

### 基本理念の実現に向けた指標・目標値

## 地域の人たちの「つながりの強さ」を高めよう！

指標名	現状（H28）	目標値（H34）	指標の定義
地域の人たちのつながりの強さ	21.8%	25%超	市民アンケートにおける「地域の人たちのつながりの強さ」に対して、「強い」「どちらかといえば強い」を選択した人の割合

## 2. 計画の基本目標

基本理念を具現化するため、3つの基本施策を設定します。

### 基本目標1 地域福祉を担う人材の育成

地域における福祉活動を推進するためには、福祉の心を育み、福祉への理解を深め、地域活動やボランティアなどの担い手の輪を広げていくことが必要です。

地域福祉に関する広報活動や学習機会を充実し、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりの社会参加を促進するとともに、将来の地域福祉を担う人材の育成を進めます。

### 基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり

地域での孤立を防ぎ、困った時に助け合うことができるよう、さまざまな世代や主体とのふれあい・交流できる場を通して地域のつながりを広げるとともに、お互いに支え合い・助け合いが育まれる環境づくりを進めます。

さらに、多様化する福祉ニーズに応えるために、市民、福祉関係団体、事業者、行政などとの連携・協力による支え合いのネットワークづくりを進めます。

### 基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

地域の中で困りごとや困難な問題を抱えている人が、それぞれの立場や状況に応じて適切な支援・サービスを受け、自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制づくりと生活環境の整備を進めます。

また、権利を守る必要がある方、介護が必要な人がいる家庭、生活困窮者など、特別な配慮や見守りが必要な世帯への支援体制を構築します。



### 3. 計画の体系

#### 基本理念

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり  
～地域共生社会の実現～

#### 基本目標1 地域福祉を担う人材の育成

##### 施策の方針

地域福祉の心を育む福祉教育の推進  
生きがいづくりと社会参加の促進  
地域活動・ボランティア活動人材の育成



#### 基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり

##### 施策の方針

地域でふれあい、交流できる場づくり  
地域での見守り体制づくり  
地域での支え合いのネットワークづくり



#### 基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

##### 施策の方針

身近に相談できる体制づくり  
自立を支える福祉サービスの向上  
安心で住みやすい生活環境の整備



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 地域福祉を担う人材の育成

#### 1. 地域福祉の心を育む福祉教育の推進

##### 目指す地域の姿

学校教育などで福祉のことを考える機会を設けるとともに、地域での福祉活動を通じて福祉について学ぶ機会の充実を図ることで、助け合いや思いやりの心を育みます。

また、年齢・性別・障がいの有無・国籍に関わらず、誰もが役割と出番があり、幸せを実感できる地域づくり、子育てがしやすく、多世代交流や若者活躍の機会が多く、高齢者の経験や知恵を活かせる地域づくりを目指します。

##### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値 (H34)	指標の定義
人権教室開催	13回	15回	人権擁護委員による学校等での人権教室年間開催回数
福祉教育講座開催	101回	130回	市内小中学校、交流センター等での福祉教育講座年間開催回数

##### 取り組み

#### 市民の取り組みを応援する市の施策



##### 福祉を学ぶ機会の提供

福祉体験や福祉施設を活用した啓発事業を実施し、福祉への関心を高めるとともに、高齢者や障がい者、ボランティア活動に取り組む方々との交流を通じ、やさしさや思いやり、ともに支え合う心を持った市民の育成に取り組みます。

##### 主な事業

☆総合的な学習の時間の支援      ☆交流センター講座

##### 心のバリアフリーの普及・推進

年齢や性別、障がいの有無、国籍にとらわれず、互いを理解し尊重し合うことのできる偏見や差別のない地域社会をつくるため、一人ひとりの人権意識を高める人権教育・啓発活動に取り組みます。

##### 主な事業

☆人権教育講演会      ☆人権教室

## 市民の取り組みを応援する社会福祉協議会の施策



### 福祉教育の充実

市民の福祉の心を育むため、共同募金配分金による福祉の心育成事業助成金、職員・障がい者・福祉教育サポーター・ボランティアによる福祉教育の実践支援、福祉お助け用品の貸出をとおり、福祉教育を充実していきます。また、地域の交流センターや企業における福祉教育の実践を支援します。

#### 主な事業

☆福祉の心育成事業      ☆福祉教育実践支援      ☆福祉お助け用品貸出

### 心のバリアフリーの普及・促進

年代や障がいの有無を問わず誰もが楽しく交流し、理解し合うことができる行事「ふれあい広場」を行います。子どもから大人まで幅広い年代のボランティアを募り、体験を通して福祉の理解を促進します。また、地域づくり協議会福祉部(地区社協)と一体となって交流活動を支援します。

#### 主な事業

☆ふれあい広場      ☆地域づくり協議会福祉部（地区社協）活動への支援

### 広報・啓発活動の充実

社協だよりやホームページなどで市内外に向けて地域福祉活動を広く周知するとともに、社会福祉功労者の表彰や市内の地域福祉活動実践例等を紹介する場となる社会福祉大会を開催します。

#### 主な事業

☆社協だより等による広報啓発      ☆社会福祉大会

## 市民・地域にできること

例えば…

- 福祉関係の委員だけでなく、市民みんなが地域の活動や福祉について学び合いましょう。
- 認知症や介護など、地域で福祉の理解を深める機会をつくりましょう。
- 支援の必要な高齢者や障がい者などが、地域の行事などに参加しやすいような配慮や支援を進めましょう。
- 一人ひとりが互いを思いやり、偏見や差別をなくしましょう。

## 2. 生きがいづくりと社会参加の促進

### 目指す地域の姿

年齢を重ねても、障がいがあっても、誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって安心して暮らし続けることができる環境が大切です。

元気な高齢者がもつ知識や経験を地域社会で活かし、地域福祉の担い手として社会参加することで、自らの健康寿命を延ばし、誰もが生きがいをもって生活できる地域社会を目指します。

### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値(H34)	指標の定義
趣味クラブ活動の促進	193 クラブ	220 クラブ	老人クラブの趣味クラブ数
ほっとな地域づくり仕掛け人認定	102 人	120 人	社協主催の人材育成 3 講座を全出席で修了した者の認定者数

### 取り組み



### 市民の取り組みを応援する市の施策

#### 生きがいづくり支援

高齢者の生きがいづくりや介護予防、地域での見守り・支援の仕組みづくりを進めるため、老人クラブの活動を支援していきます。

また、高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的としたサロン活動への支援を行うとともに、高齢者が人生を豊かに過ごすための生涯学習の推進や健康・体力の維持のため、スポーツ大会開催を支援します。

#### 主な事業

- ☆老人クラブ活動への支援
- ☆生涯学習の推進
- ☆スポーツ・レクリエーションの振興

#### 社会参加促進

団塊世代や元気な高齢者が持つ知識や経験をボランティア人材バンクへの参画によって地域社会で活かし、地域福祉の担い手として社会参加することを後押しする事業を進めます。

また、地域活動団体や、既に社会参加している住民との連携・交流によって、住民参加の促進と協働の体制づくりを進めます。

#### 主な事業

- ☆社会参加促進講座
- ☆生活支援コーディネーターの配置



生きがいづくり支援
<p>老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや健康寿命を延ばすための活動を支援します。</p> <p>また、高齢者ふれあいサロンや居場所などの活動を支援するため、ボランティア養成や研修会、連絡会等を開催します。</p>
<p>主な事業</p> <p>☆老人クラブ支援      ☆高齢者ふれあいサロン支援      ☆居場所づくり支援</p> <p>☆ほっとな地域づくり仕掛け人認定事業</p>

社会参加促進
<p>退職後の年代の方等が、地域活動に参加して活躍できるよう、市と協働で社会参加促進を目指します。</p> <p>また、専門機関と連携して、引きこもりの若者や障がい者など、地域との関わりが希薄な方々の社会参加を促進したり、地域ボランティアと連携して、孤立しがちな子育て中の保護者の社会参加を支援したりします。</p>
<p>主な事業</p> <p>☆社会参加促進の取り組み      ☆精神障がい者サロン事業</p> <p>☆子育てサロン支援</p>

## 市民・地域にできること

例えば…

- 地域活動に興味を持ち、一緒に活動しましょう。
- 老人クラブ、サロン、いきいき百歳体操などによる閉じこもり予防、介護予防、認知症予防を推進しましょう。
- 閉じこもりがちな方など、本来参加して欲しい方へのサロン参加をすすめましょう。
- 仲間と一緒に趣味やスポーツを楽しんだり、食生活に気を付けて健康な毎日を送りましょう。



### 3. 地域活動・ボランティア活動人材の育成

#### 目指す地域の姿

地域福祉を進める担い手は、地域に住むすべての人たちです。現役世代も参加してやれることをやり、みんなが協力し合って活躍できる地域、多くの人で役割を分担し、個性と能力を発揮できる地域、みんなが団結して地域づくりを推進することができる地域を目指します。

#### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状（H28）	目標値（H34）	指標の定義
ボランティア活動への参加	6,997 人	7,250 人	ボランティア保険加入年間申込者数
ボランティア人材バンクへの参画	—	500 人	ボランティア人材バンクへの登録者数

#### 取り組み



#### 市民の取り組みを応援する市の施策

##### ボランティアの育成と確保

地域のボランティア活動への参加意識を高めるため、広報紙やホームページなどによる地域福祉活動の情報提供を進めます。

また、市社会福祉協議会と連携したボランティアの養成や地域づくり協議会が行うボランティア人材バンクの運営支援などを進めます。

##### 主な事業

☆地域福祉活動への支援・助成      ☆ボランティア人材バンクの推進

##### 地域福祉を担う人づくり

将来の地域福祉を担う人づくりを進めるため、子どもや若い世代に対し、福祉の知識や関心を高める福祉教育を推進するとともに、介護や子育て、障がい者への支援などを行う地域の核となる人材の発掘を進めます。

##### 主な事業

☆交流センター講座      ☆小・中・高・大学との連携事業



### ボランティアの育成と確保

ボランティアセンターの運営、ボランティア相談、活動保険への加入、市民活動センターと連携したボランティアサポーター制度の効率的な運用をすすめます。また、磐田市ボランティア連絡協議会を支援し、各種団体と連携して市民のボランティア参加を促進します。

主な事業

☆ボランティアセンター運営事業      ☆ボランティア連絡協議会支援

### 地域福祉を担う人づくり

福祉委員の活動を支援し、地域福祉を担う人づくりを進めます。また、せいかつ応援倶楽部事業や日常生活自立支援事業の支援員など地域福祉を支える人材を育成します。

主な事業

☆福祉委員      ☆せいかつ応援倶楽部、日常生活自立支援の支援員育成

### 知識や技術の専門化に対応できる人材育成

専門知識や技術を持ってボランティア活動に関われる人材を育成します。また、講座修了者対象のフォローアップ研修などを行い、ボランティア活動への参加を促進します。

主な事業

☆各種ボランティア人材養成事業      ☆講座修了者フォローアップ研修

### 災害時におけるボランティアの確保

災害時の支援体制づくりを進めるため、災害ボランティアコーディネーター(VOC)の育成や研修、市や災害 VOC 等との合同訓練を開催します。

主な事業

☆災害ボランティア活動支援事業

### 多様な人材が参画する共同募金運動の推進

地域福祉の推進や地域課題の解決に取り組む活動を支えるための財源確保のため、多様な人材の主体的な参画を促し、共同募金運動を推進します。

主な事業

☆戸別・法人・学校・職域・街頭などにおける共同募金運動

## 市民・地域にできること

例えば…

- 地域づくり協議会のボランティア人材バンクへの登録をすすめましょう。
- 地域活動への男性の参加率をアップさせていきましょう。
- ボランティア活動の後継者を育成していきましょう。
- 壮年熟期や青年層が活躍できる仕組みをつくりましょう。
- 災害時のボランティア活動についての理解を深め、活動の内容や受け入れのための具体的な方法を検討しましょう。

## 基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり

### 1. 地域でふれあい、交流できる場づくり

#### 目指す地域の姿

子どもから高齢者まで、年齢や性別、国籍、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に集える場所があり、交流活動に参加できる地域づくりを進めます。

#### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値(H34)	指標の定義
ふれあいサロン設置数	172 箇所	190 箇所	高齢者ふれあいサロン設置数
ボランティアセンター登録数	94 団体	120 団体	ボランティアセンターの利用登録数

#### 取り組み



#### 市民の取り組みを応援する市の施策

##### 地域福祉の拠点づくり

多世代交流や健康づくり、介護予防、相談、見守りなど交流センターを拠点に地域福祉を推進します。

##### 主な事業

☆交流センターの利用促進      ☆まちの保健室事業

##### 通いの場（居場所）づくり

地域やNPO、ボランティア、事業所などと連携して、地区の公会堂や事業所等の施設の一部を活用した居場所づくりを進めます。

また、住民主体で継続実施できるよう、いきいき百歳体操やサロンなどの取り組みを支援します。

##### 主な事業

☆住民主体の通いの場創出支援      ☆いきいき百歳体操



<b>ボランティア活動拠点の活用促進</b>
<p>ボランティア会議室や録音室、朗読室、点訳室の貸出し管理を行い、活動拠点として活用を促進し、ボランティアが活躍しやすいような環境づくりを行います。</p>
<p>主な事業</p> <p>☆ボランティアセンター運営事業</p>
<b>地域内交流に参加できる機会づくり</b>
<p>身近な地域で交流できる活動として、高齢者ふれあいサロンや子育てサロン、障がい者サロンを推進し、交流の機会、居場所づくりを促進します。</p> <p>また、知的障がい者とボランティアによる「ふれあい交流会」を開催するとともに、その参加者が共同募金の街頭募金ボランティア等の活動に参加することで、地域交流の機会を増やします。</p>
<p>主な事業</p> <p>☆各種サロン活動の支援      ☆ふれあい交流事業</p>
<b>遊び場、憩いの場の整備</b>
<p>自治会管理の児童遊び場の遊具等の新設や、既存の遊具等の補修を支援するため、共同募金配分金等を財源とした助成事業を実施します。</p>
<p>主な事業</p> <p>☆児童遊び場整備事業</p>

## 市民・地域にできること

例えば…

- 交流センターなどの公共施設のほかにも公会堂などを活用しましょう。
- 子どもからお年寄りまでが気軽に集うことができる居場所として、サロンや子ども食堂などの活動を広めていきましょう。
- 年齢や性別を問わず参加しやすい企画や場づくりに努めましょう。
- 遊び場、憩いの場の危険箇所を修繕したり、花壇を作ったり、交流の場としてより親しみの持てる地域の場づくりを進めましょう。

## 2. 地域での見守り体制づくり

### 目指す地域の姿

日頃から、お互いの顔の見える関係を構築し、あいさつが交わせるご近所づきあいや声かけ、見守りなどを行うことで、支援を必要とする人が孤立することなく、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

また、ひとり暮らし高齢者や障がい者など災害時に支援を必要とする方を把握し、向こう三軒両隣で普段から見守りが出来る地域を目指します。

### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値(H34)	指標の定義
災害時要配慮者対策	2,739人	3,300人	災害時要配慮者個別計画策定者数
認知症サポーター養成	11,950人	19,000人	認知症サポーター養成講座受講者数

### 取り組み

#### 市民の取り組みを応援する市の施策



#### 見守り活動の推進

地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員との連携を図るとともに、地域づくり協議会等が行う見守り活動や老人クラブによる友愛訪問など、地域住民の見守り活動を通して必要な支援につなげていけるよう実施団体との連携を進めます。

また、認知症サポーターの養成や認知症カフェの開設などによる認知症の方と家族の見守り・支援を行います。

#### 主な事業

- ☆地区見守り活動の推進
- ☆民生委員児童委員協議会との連携
- ☆認知症サポーターの養成
- ☆認知症カフェの開設支援

#### 自殺を防ぐ見守り体制の推進

誰もが自殺に追い込まれることのない地域を目指して、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげることができる見守り体制の構築を推進します。

#### 主な事業

- ☆ゲートキーパー養成研修

### 災害時要配慮者支援体制の整備

一人では避難できない高齢者や障がい者を把握し、民生委員児童委員協議会や自治会、自主防災会と協力して、避難行動要支援者の個別計画（見守り助け合いカード）の作成を推進するなど災害時要配慮者支援体制の整備を進めます。

#### 主な事業

☆避難行動要支援者名簿の作成

### 地域の防犯活動への支援

犯罪発生情報や不審者情報の迅速な発信を推進するとともに、地域づくり協議会を中心とした地域防犯活動や街頭補導などを支援します。

#### 主な事業

☆青色回転灯装備車両による防犯パトロール活動などの支援

☆街頭補導などの活動への支援 ☆振り込め詐欺や不審者情報の発信

## 市民の取り組みを応援する社会福祉協議会の施策



### 見守り活動の推進

地域づくり協議会福祉部（地区社協）の見守り活動や配食ボランティア活動などを支援し、市民主体の高齢者などの見守り体制づくりを支援します。

#### 主な事業

☆地域づくり協議会福祉部（地区社協）支援

### 災害ボランティア活動支援体制の整備

災害時に社協災害ボランティア支援本部を立ち上げ、被災者ニーズに対応するボランティア活動者の派遣をコーディネートする機能を強化します。また、関係機関と連携した災害時要配慮者の支援体制づくりについての啓発を行います。

#### 主な事業

☆社協災害ボランティア支援本部運営

## 市民・地域にできること

例えば…

- ・子どもたちの見守り、防犯活動を地域全体で取り組みましょう。
- ・高齢者や障がい者の孤立を防ぐため、普段から見守り、声かけをしましょう。
- ・あいさつ、声かけ活動を活性化させましょう。
- ・外国人とのコミュニケーションを深めましょう。
- ・近所の結びつきを活性化し、認知症の見守り体制をすすめましょう。

### 3. 地域での支え合いのネットワークづくり

#### 目指す地域の姿

地域住民と事業所、専門職などが連携し、それぞれの立場や役割を理解してネットワークを強化する中で、支援の必要な人や地域における福祉課題を見逃さず、適切な活動につなげていける地域を目指します。

#### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値(H34)	指標の定義
高齢者見守りネットワーク	44 事業所	54 事業所	磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議参加事業所数
地域ケア会議の推進	31 回	70 回	地域包括支援センターが実施する個別地域ケア会議年間開催数

#### 取り組み

#### 市民の取り組みを応援する市の施策



##### 地域福祉推進体制の強化

高齢者などへの個別支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図るため、個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の5つの機能を持つ地域ケア会議の充実を図り、地域住民を交えた多様な主体による協議の場を設けます。

##### 主な事業

- ☆地域ケア会議の推進
- ☆福祉関係機関等との連携
- ☆社会福祉法人等事業者との連携

##### 孤立しがちな高齢者などの見守り体制を構築

ひとり暮らし高齢者など、地域で見守りが必要な方を支えていくため、新聞販売店や金融機関等の民間事業者や福祉団体等で組織する「磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議」への参加団体の拡大を図ります。

##### 主な事業

- ☆高齢者等見守りネットワーク事業

## 高齢者・障がい者・児童に対する虐待防止

高齢者・障がい者・児童に対する虐待の早期発見・早期対応のため、保健・医療・福祉・警察などの専門機関や関係者とのネットワーク強化を図ります。

また、関係者と連携して虐待を行った養護者や保護者への支援を実施します。

### 主な事業

☆高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議

☆要保護児童等対策協議会

## 市民の取り組みを応援する社会福祉協議会の施策



### 小地域福祉ネットワーク活動の支援

地域づくり協議会福祉部（地区社協）などが主体となって取り組む「小地域福祉ネットワーク活動」などを推進するため、福祉講演会やワークショップの開催、地域内関係機関・事業所等との連携体制の構築を支援します。

### 主な事業

☆地域づくり協議会福祉部（地区社協）支援

### 住民主体の地域包括ケアシステムの構築

住民主体の地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域づくり協議会福祉部（地区社協）と地域内の社会福祉法人や専門機関との連携づくりを支援します。

また、障がい者の地域活動への参加を促進するため、障がい者及び家族会、支援ボランティア、関係機関とのネットワークを強化します。

### 主な事業

☆生活支援体制整備事業      ☆市内社会福祉法人連絡会

☆障がい者支援ボランティアネットワーク

## 市民・地域にできること

例えば…

- 地域づくり協議会の活動に地域の生活課題を解決していく仕組みを設け、地域の特性にあった活動に計画的に取り組みましょう。
- 個別支援や地域課題解決のための地域ケア会議に積極的に参加しましょう。
- 地域の住民と事業所、専門職の交流を深め、連携づくりをすすめましょう。

## 基本目標3 自立した生活を送れる支援体制づくり

### 1. 身近に相談できる体制づくり

#### 目指す地域の姿

各種福祉サービスの効果的な利用を進めるため、人のつながりを通じた情報提供や相談支援の充実、質の向上を図り、誰もが困りごとを相談できる環境づくりを目指します。

#### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値(H34)	指標の定義
生活困窮者自立支援プラン作成	26件	38件	相談から支援(就労準備支援・学習チャレンジ事業)につなげた年間プラン作成件数
心配ごと相談対応件数	91件	150件	心配ごと相談の年間受付・対応件数

#### 取り組み

#### 市民の取り組みを応援する市の施策



##### 相談窓口の連携と強化

多様で複合的な課題が潜在している相談に対応するため、専門的な相談窓口の情報をできるだけ共有し、課題解決ができるよう相談窓口の連携・強化を図ります。

##### 主な事業

- ☆地域包括支援センター・障害者相談支援センターによる相談業務
- ☆生活困窮者自立支援事業による相談
- ☆女性相談室・子ども相談室・子育て世代包括支援センター・発達支援センターはあとによる相談

##### 生活困窮者に対する自立支援

生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談に対して、どのような支援が必要かを相談者とともに考え、一般就労に向けた生活習慣の改善などの基礎能力の養成や就労体験、職場とのマッチングなど、参加者の段階に合わせた就労支援を伴走形式で行います。

また、子どもの学習支援を始め、キャリア教育などの社会経験の場の提供、仲間と出会い活動ができる居場所づくりなどを行い、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

##### 主な事業

- ☆生活困窮者自立支援事業  
(自立相談支援・住居確保給付金の支給・就労準備支援・学習チャレンジ事業)

## 子育てサービス・相談機能の充実

安心して子育てができるよう、子育て支援センターの運営や子育て相談員の派遣など、地域における子育てサービスの充実を図ります。

また、子育て支援機能と図書館機能を併せ持った新たな施設として「ひと・ほんの庭 にこっと」を設置します。

### 主な事業

- ☆子育て支援センターの運営
- ☆子育て相談員派遣事業
- ☆中学生までのこども医療費の無料化
- ☆ひと・ほんの庭 にこっとの設置

## 市民の取り組みを応援する社会福祉協議会の施策



## 相談機能の充実

市民の福祉に関する心配ごとに対し、関係機関と連携・協力して相談支援を行うとともに、多種多様な相談に対する確に対応するため、職員の相談スキルの向上に努めます。

また、近隣市町と連携した結婚相談事業を実施し、登録者の結婚成立に向けた支援を行います。

### 主な事業

- ☆心配ごと相談
- ☆結婚相談

## 生活困窮者の自立支援促進

生活困窮者の自立生活を支援するため、関係機関と連携し、福祉資金等の貸付相談、償還指導とあわせ、必要に応じて食糧支援の相談に対応したり、歳末たすけあい募金の配分による支援金事業を行います。

また、判断能力に支援が必要な方の場合、日常生活自立支援事業等につなぎ、生活再建とあわせ、適切な福祉サービスの利用を支援します。

### 主な事業

- ☆生活福祉資金貸付事業
- ☆小口福祉資金貸付事業
- ☆食糧支援
- ☆歳末たすけあい支援金事業
- ☆日常生活自立支援事業

## 市民・地域にできること

例えば…

- ・問題を家族や個人で抱え込まず、積極的に相談しましょう。
- ・支援が必要な人を地域で見守り、必要に応じて関係機関へ相談しましょう。
- ・身近な相談窓口として民生委員・児童委員などとの連携を深めましょう。
- ・高齢者の話し相手ボランティアになりましょう。

## 2. 自立を支える福祉サービスの向上

### 目指す地域の姿

地域に住む誰もが公平にサービスを利用できる機会が与えられ、支援が必要な時に必要なサービスが受けられる地域、生活上のちょっとした困りごとを住民同士で支えられる地域を目指します。

また、障がいがあっても、認知症になっても本人の意思をできるだけ丁寧にくみとってその生活を守り、安心して暮らせる地域を目指します。

### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値(H34)	指標の定義
市民後見人の養成	0人	3人	市民後見人として選任された人数
せいかつ応援倶楽部利用	4,207件	5,000件	せいかつ応援倶楽部（市社協・地域合算）の年間延べ利用件数

### 取り組み

#### 市民の取り組みを応援する市の施策



#### 高齢者や障がい者の日常生活支援の充実

住み慣れた地域や自宅で自立した生活を送れるよう、高齢者や障がい者の日常生活を支援するサービスを提供するとともに、サービス内容の周知を進めます。

##### 主な事業

- ☆高齢者在宅福祉サービス      ☆介護保険サービス      ☆障害福祉サービス
- ☆障害児通所支援

#### 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知を進めるとともに、身近な親族や福祉・医療・司法の専門職団体、地域の関係者と後見人が「チーム」として関わることができる体制づくりを進めます。また、成年後見制度の申し立て支援や、低所得者が成年後見制度を利用できるよう後見人等への報酬助成を行うとともに、一般市民が成年後見人として活躍できるよう市民後見人の育成を進めます。

##### 主な事業

- ☆成年後見制度利用促進事業（市民後見人養成講座）
- ☆成年後見制度報酬助成の実施



**住民参加型生活支援サービス（せいかつ応援倶楽部事業）の推進**

身近な地域で生活上の困りごとに対し、「お互い様」の気持ちで助け合う「せいかつ応援倶楽部事業」を展開し、地域が主体となって実施する見守り支援活動を支援します。

主な事業

☆せいかつ応援倶楽部事業

**福祉サービス利用援助の推進、法人後見受任体制の強化**

判断能力に支援が必要な方のうち、日常生活自立支援事業を希望する方と契約し、福祉サービス利用に必要な自己決定を支援するとともに日常的な金銭管理などを行います。

また、法人後見事業を行い、被後見人等の財産管理や身上監護を行います。制度の利用促進のため、必要な情報を提供するとともに、市や関係機関と連携を図り、法人後見受任体制を強化します。

主な事業

☆日常生活自立支援事業      ☆法人後見事業

**市民・地域にできること**

例えば…

- 広報紙などに掲載された福祉情報を読みましょう。
- 生活上のちょっとした困りごとに対し、住民同士で助け合う方法を考えましょう。
- 市民後見制度を理解し、身近な人を支えていきましょう。



### 3. 安心して住みやすい生活環境の整備

#### 目指す地域の姿

高齢者や障がいのある人の視点に立ち、誰もが安心して暮らすことができる生活環境や、利用しやすい施設が多くある地域を目指します。

子どもからお年寄りまでが移動手段に困らず、社会参加したりすることができるようなバリアフリーのまちづくりを目指します。

#### 目標に向けた指標・目標値

指標名	現状 (H28)	目標値 (H34)	指標の定義
デマンド型乗合タクシー利用者	9,782 人	24,000 人	デマンド型乗合タクシー年間利用者数
福祉車両貸出件数	497 件	530 件	スロープ式及びリフト式福祉車両の年間貸出件数

#### 取り組み



#### 市民の取り組みを応援する市の施策

##### 移動手段の充実と確保

高齢者や障がい者が安心して外出できる環境整備を進めるため、デマンド型乗合タクシーの運行など日常生活に必要な移動手段の確保に努めます。また、タクシーの利用料金を助成し、医療機関への通院や買い物などの外出を支援します。

##### 主な事業

☆デマンド型乗合タクシー      ☆高齢者等タクシー利用料助成事業

##### 利用しやすい建物等の確保

住みやすく移動しやすい環境を確保するため、歩道の整備・改善、視覚障がい者用の誘導ブロックの設置、障がいのある人に配慮した案内標識の整備を推進します。

また、誰もが利用しやすい施設とするため、今後整備する施設については、ユニバーサルデザインの視点で整備します。

##### 主な事業

☆安全な歩行空間の確保      ☆公共施設のユニバーサルデザイン化



外出・移動手段の充実と確保

在宅の要介護者や障がい者の外出を支援するため、車いす対応のスロープ式福祉車両やリフト式の福祉車両を貸し出しします。家族等で運転が困難な場合は、運転ボランティアを派遣します。外出時に車いす等が一時的に必要な場合は、在宅療養機器の貸し出しを行います。

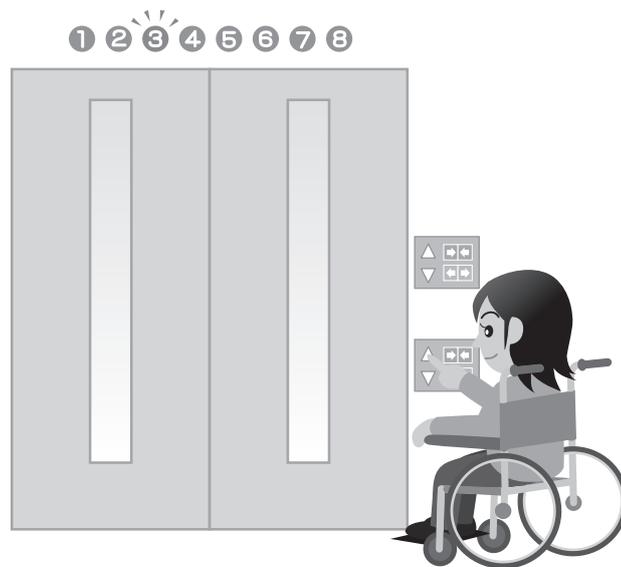
主な事業

- ☆福祉車両貸出
- ☆在宅療養機器貸出

市民・地域にできること

例えば…

- 地域の危険箇所をチェックし、関係機関へ情報提供しましょう。
- 点字ブロックの上に物などを置かないようにしましょう。
- 地域の公会堂など地域でできるバリアフリー化を進めましょう。
- 移動が困難な人の外出時の同行や移動の手助けをしましょう。



## 第5章 計画の推進にあたって

### 1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域でともに支え合い、助け合える地域共生社会を実現していくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みとともに、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながり、「協働」することが不可欠です。

地域には、多様な福祉ニーズが存在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動する関係機関・団体、事業者、ボランティア団体やNPOなどが地域福祉の大切な担い手となります。

地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

### 2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、目標の達成状況、計画の進捗状況を把握し、施策の実施状況を評価します。

また、住民主体の地域福祉活動が実現できるよう、住民の代表や関係機関、団体の代表者からなる「磐田市地域福祉推進会議」にて、計画の進行管理や評価、見直しを行い、地域福祉の推進につながるよう努めます。

## 1. 磐田市地域福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 磐田市は、地域福祉の推進状況の把握及び評価をするとともに、地域福祉の推進を図るため、磐田市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換及び協議する。

- (1) 磐田市地域福祉計画に関すること。
- (2) 地域福祉の推進状況の把握及び評価並びに今後の推進方法に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会連合会の代表者
- (2) 地域福祉推進組織の代表者
- (3) ボランティア関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) 社会福祉関係団体の代表者
- (6) 民間企業の代表者
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 公募により選出された者
- (9) 学識経験者
- (10) その他市長が必要と認められた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に行われる推進会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成19年5月30日告示第168号）

この告示は、平成19年6月7日から施行する。

附 則（平成23年5月25日告示第162号）

この告示は、平成23年6月7日から施行する。

## 2. 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、地域福祉の推進状況の把握及び評価をするとともに、地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換及び協議する。

- (1) 磐田市地域福祉活動計画に関すること。
- (2) 地域福祉の推進状況の把握及び評価並びに今後の推進方法に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、本会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 自治会連合会の代表者
- (2) 地域福祉推進組織の代表者
- (3) ボランティア関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) 社会福祉関係団体の代表者
- (6) 民間企業の代表者
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 公募により選出された者
- (9) 学識経験者
- (10) その他会長が必要と認めたる者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる推進会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

### 3. 磐田市地域福祉推進会議・磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議 委員名簿

(任期：平成 29 年 8 月 7 日～平成 31 年 8 月 6 日)

No.	選出区分	所属・役職	氏名	備考
1	自治会連合会の代表者	磐田市自治会連合会 副会長	杉浦 聖	
2	地域福祉推進組織の代表者	磐田市民生委員児童委員協議会 会長	松下 悦郎	
3	地域福祉推進組織の代表者	シニアクラブ磐田市 会長	寺田 佳弘	
4	地域福祉推進組織の代表者	地区社会福祉協議会連絡協議会 会長	吉野 武夫	副委員長
5	地域福祉推進組織の代表者	福祉委員会連絡協議会 会長	加藤 節二	
6	ボランティア関係者	磐田市ボランティア連絡協議会 会長	長谷川 トキ	
7	ボランティア関係者	磐田 NPO 法人連絡会 事務局	三輪 邦子	
8	社会福祉施設関係者	介護老人福祉施設 梅香の里 施設長	花木 君子	
9	社会福祉関係団体の代表者	磐田市身体障害者福祉会 事務局	高橋 廣行	
10	民間企業の代表者	磐田新聞販売組合 組合長	佐藤 達郎	
11	地域包括支援センターの職員	豊田地域包括支援センター センター長	鈴木 多美子	
12	公募により選出された者	公募委員	山下 美綺	
13	公募により選出された者	公募委員	堀本 芳枝	
14	公募により選出された者	公募委員	岡本 保子	
15	学識経験者	静岡こども福祉専門学校 講師	岡本 一夫	委員長

## 4. 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、住民の意見や地域課題を把握するために、以下に示すような作業を行いながら、さまざまな形で計画への反映に努めました。

### (1) 住民等ワークショップの開催

地区社会福祉協議会（地区社協）の20地区を単位として、各地区の多様な主体による地域福祉活動の現状の整理と今後の取り組み方針を見出し、今後5年間の地区活動の推進目標を立案するために開催しました。

ワークショップから見えてきた地域課題が地区内の課題にとどまらず、市全体で取り組むべき内容であるときは、第3次磐田市地域福祉計画・磐田市地域福祉活動計画に内容を盛り込んでいくこととしました。

### (2) 福祉関係団体との懇談会

地区社協単位の住民等ワークショップでは掴みきれない、当事者団体等からの地域福祉活動ニーズを把握し、第3次磐田市地域福祉活動計画に反映させることを目的とし、以下の5団体と磐田市社協との懇談会を開催しました。

- ① 磐田市ボランティア連絡協議会
- ② シニアクラブ磐田市
- ③ 磐田市身体障害者福祉会
- ④ 磐田市手をつなぐ育成会
- ⑤ 中遠地域精神保健福祉会「丹誠会」

### (3) 地域福祉推進会議での計画の検討

全市的な視野で総合的な検討を図るため、公募による市民、関係機関・団体、学識経験者など15人の委員で構成される「磐田市地域福祉推進会議及び磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議」を4回開催し、計画の審議・検討を行いました。

### (4) パブリックコメントの実施

本計画は、平成30年2月1日から平成30年2月28日の期間中、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見をお聞きしました。期間中3件のご意見・ご要望がありました。

## 5. 市民意識調査からみる磐田市の現状

### (1) 磐田市高齢者等実態調査

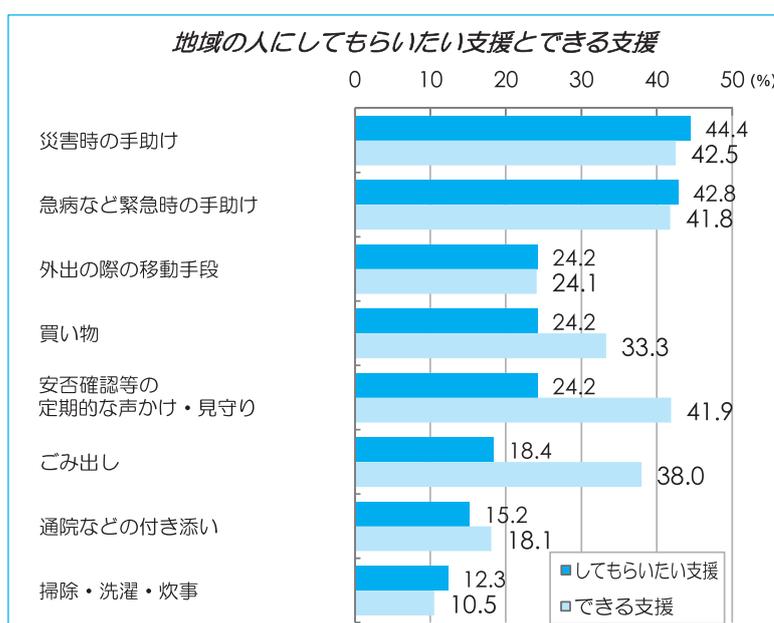
調査対象：市内在住の要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者

調査期間：平成29年1月26日～2月10日

調査配布状況：2,000人 有効回収数：1,411人 有効回収率：70.6%

### 地域での支え合いについて

「地域の人にしてもらいたい支援」の質問では、「災害時の手助け」、「急病などの緊急時の支援」が高く、「自分たちが地域の人にできる支援」の質問では、「災害時の手助け」、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」の割合が高くなっています。



「災害時の手助け」はニーズも高く、実施もできるとの回答があります。災害時の手助けや安否確認の定期的な声かけ・見守りネットワークの仕組みの構築、これによる地域の中での相互の支え合いの実施が求められています。

### (2) 磐田市障がい福祉推進のためのアンケート調査

調査対象：市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳以上の方

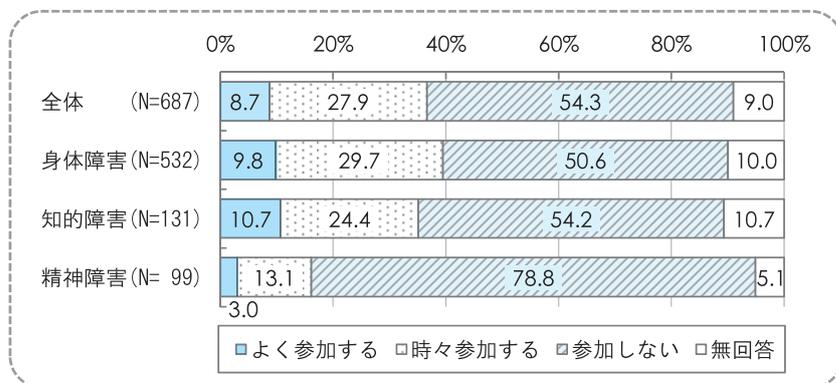
調査期間：平成29年2月3日～2月27日

調査配布状況：1,000人 有効回収数：687人 有効回収率：68.7%

## 地域とのかかわり／障がいへの理解について

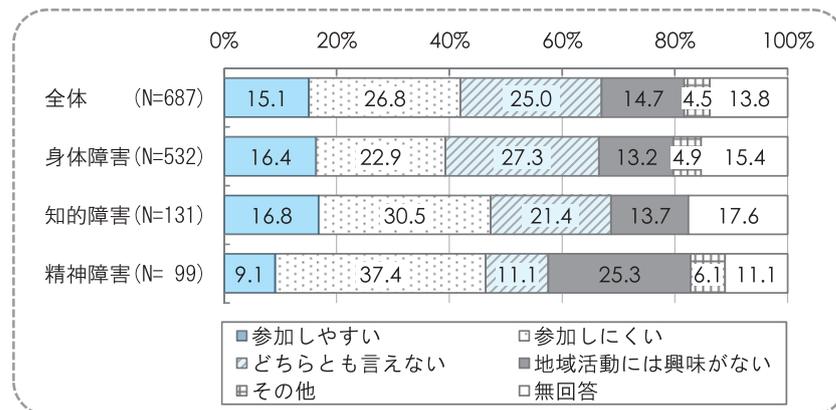
### <地域活動への参加状況>

地域活動への参加状況では、身体障がい・知的障がいのある人では参加率が4割弱となっているのに対し、精神障がいのある人では2割未満の参加率となっています。



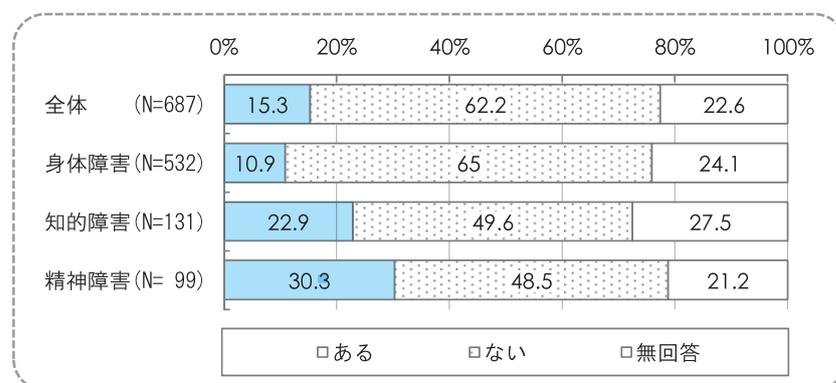
### <地域活動への参加のしやすさ>

参加については、「参加しにくい」と感じている人が2割以上となっており、特に、精神障がいのある人では4割近くを占めて高くなっています。



### <障がいがあることを理由に嫌な思いや配慮に欠けると思った対応の経験>

障がいがあることを理由に嫌な思いや配慮に欠けると思った対応の経験については、約6割の人が「ない」と回答しているものの、精神障がいのある人では「ある」が約3割を占める結果となっています。



### (3) 磐田市健康と食に関するアンケート調査

調査対象：市内に居住する 20～74 歳の男女

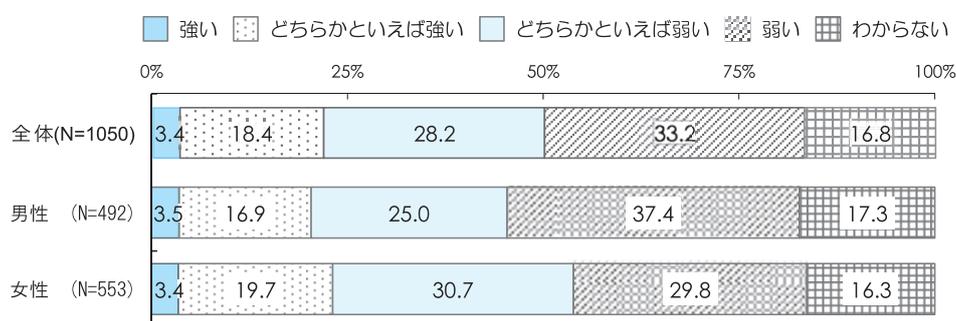
調査期間：平成 28 年 10 月 13 日～11 月 4 日

調査配布状況：3,000 人 有効回収数：1,065 人 有効回収率：35.5%

## 地域のつながりについて

### <地域の人たちのつながりの強さ>

男性・女性ともに『弱い』が『強い』を上回っており、特に男性ではその差が大きくなっています。



### <地域の人たちとのつながりの必要性>

男性・女性ともに年齢が上がるにつれて必要性を感じている人が多くなる傾向があり、20 歳代で最も低くなっています。特に、女性の 20 歳代では「必要だと思わない」が 2 割以上となっています。



## 6. 住民等ワークショップなどにおける意見

地区社会福祉協議会（地区社協）単位で開催した「住民等ワークショップ」の意見を集約し、市全体で取り組むべき課題を関連する施策ごとに分類しました。

---

### 基本目標 1 地域福祉を担う人材の育成

---

#### <地域福祉の心を育む福祉教育の推進>

- ・活動を住民に知ってもらうための周知方法を工夫したい
- ・役員だけでなく住民が参加しやすい活動や勉強会を開催したい

#### <生きがいづくりと社会参加の促進>

- ・誰もが気軽に地域活動に参加できる仕組みをつくりたい
- ・シニアクラブや高齢者サロンの会員が固定化しないよう参加を呼び掛けたい
- ・高齢者の地域活動への参加を促進したい

#### <地域活動・ボランティア活動人材の育成>

- ・地域福祉活動の担い手を育成していきたい
- ・一部の役員に負担が掛かる組織運営の現状を見直ししていきたい
- ・介護予防や子育て支援、地域づくり活動での人財活用をすすめたい
- ・ボランティア活動の後継者を育成したい

---

### 基本目標 2 ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり

---

#### <地域でふれあい、交流できる場づくり>

- ・多世代間で交流できるような居場所づくりをすすめたい
- ・子ども、若者、子育て世代が参加しやすい福祉活動づくりをすすめたい
- ・子育て支援を充実していきたい

#### <地域での見守り体制づくり>

- ・あいさつの輪を拡充し、隣近所とのつながりづくりをすすめたい
- ・災害時に配慮が必要な人を支援する仕組みづくりをすすめたい
- ・外国人と地域住民とのコミュニケーションづくりをすすめたい
- ・見守り活動などを行う際の個人情報管理体制をしっかりとりたい
- ・身近に子育て支援者がいない世帯も地域福祉活動に繋がる仕組みづくりをすすめたい
- ・認知症高齢者や障がい者を身近な地域で見守り支える仕組みづくりをすすめたい

### <地域での支え合いのネットワークづくり>

- 小地域福祉ネットワーク活動を充実していきたい
- 集合住宅の住民との交流・ネットワークづくりをすすめたい
- 地域住民と事業所、専門職との交流・ネットワークづくりをすすめたい

## 基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり

### <身近に相談できる体制づくり>

- 障がい者のいる世帯、一人親と無職の子の世帯、経済的に不安な世帯など、複合的課題を抱えた家族の支援を充実したい
- 買い物や移動手段に不安を感じる高齢者などの相談支援を充実したい

### <自立を支える福祉サービスの向上>

- 買い物や家事、ゴミ出しなど、生活上の困りごとを住民同士で助け合えるようにしたい
- 交通弱者、移動手段に困っている人の生活支援の仕組みをつくりたい

### <安心して住みやすい生活環境の整備>

- デマンドタクシーなど公共交通の利便性を向上してほしい
- 交流センターなど公共施設のバリアフリー化をすすめてほしい
- 地域の環境美化活動の簡素化を考えてほしい
- 空き家の増加や敷地内の安全管理の対策を考えてほしい
- 地域の過疎化、若者の地域離れや移住、自治会活動への無関心化などの課題に対応してほしい



## 7. 用語解説

〔あ行〕

### いきいき百歳体操

5名以上の仲間で週1回、重りを使い、DVDの映像に合わせて行う筋力運動の体操。会場準備から片付けまで、参加者で行う住民主体の介護予防活動。

### 居場所

地域に住む多世代の人々が自由に参加する場所。人との交わりによって生きる意欲が高まり、それぞれに絆（共感）が生まれるとともに、それが様々な助け合いに発展する。

### 運転ボランティア

日常的に車椅子をお使いの人や寝たきりの人、身体に障がいのある人が外出する際に、公共交通機関の利用や家族などによる送迎が困難な場合、市社会福祉協議会が保有する福祉車両を使用して病院などへの送迎を行うボランティア。

〔か行〕

### 学習チャレンジ事業

生活保護受給世帯等の子どもを対象に学習の場を提供し、学習支援及び教育相談を行い、高校への進学を推進することにより、将来の自立促進に向けた支援を実施する事業。

### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

### 権利擁護

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分ではない人の人権や権利を擁護すること。本人の適切な権利の行使の支援、本人への権利侵害の解消や予防など、幅広い意味を含む。

### 交流センター

地域づくり活動の推進を図るため、公民館やコミュニティセンター等、類似した施設の機能を見直し、新たな「地区活動拠点施設」として一元化した。地域づくり協議会の活動に対する事務支援や相談対応など、地域住民の総合的な窓口としての役割を担う。

### 高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議

市と関係機関及び民間団体との連携強化を図り、高齢者及び障害者への虐待防止、障害者差別の解消を推進するための会議。

### 高齢者ふれあいサロン

高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的とし、地区交流センターや自治会公会堂などを借りて、住民が主体となって定期的に行う交流活動。

### 子育てサロン

主に就園前の子どもと保護者の仲間づくりを目的とし、交流センターなどを利用して、住民が主体となって定期的に行う交流活動。

### こども医療費助成制度

0歳～15歳になって最初の3月31日までの子どもの入院・通院にかかる医療費（保険診療分）について、自己負担分を助成する制度。

〔さ行〕

### 災害時要配慮者

高齢者や障がい者等で災害が発生したときに、日常生活で支援が必要な方、行動や情報の入手等に制約を受けている方などを指す。

### 災害ボランティア

災害時に被災者の生活を支援するために活動するボランティア。

### 災害ボランティア支援本部

災害時に、市や関係機関、団体等と連携して市社会福祉協議会が設置し、被災者の支援依頼や市内の被災状況等の情報を集約するとともに、各地から支援活動に入るボランティア活動者を派遣したり、活動に必要な資機材を確保する。（災害ボランティアセンターともいう。）

### 市社会福祉協議会

社会福祉法に基づいて地域福祉を推進するために設置する社会福祉法人。通称「しゃきょう」と呼ばれる。住民、社会福祉事業経営者や各種ボランティア、関係機関などと協力・連携し、安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を目指す。

### 市民後見人

市が実施した研修等を受講した市民の中から家庭裁判所に成年後見人等として選任された方。市民という立場を活かした身近なところで活動する。

### 小地域福祉ネットワーク活動

日常生活における住民相互の見守り支援活動。回覧板の手渡しやゴミ出しなどで顔をあわせた時に声を掛け合い、小地域において「顔の見える関係」をつくり、異変を感じた時には民生委員・児童委員などに連絡し、適切な福祉サービス等の支援につなげる活動。

### 障がい者サロン

主に精神障がい者の社会参加のきっかけづくりや地域の居場所として、市社会福祉協議会がボランティアや関係機関との連携により定期的に行う交流活動。

### せいかつ応援倶楽部

在宅福祉の充実と地域コミュニティの進展を図るために、地域住民が主体となって実施する、住民参加型の生活支援サービス。介護保険制度などの公的サービスには無い、日常生活における「ちょっとした困りごと」を地域で助け合う仕組み。

### 生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成などの資源開発や関係者間のネットワーク構築などを行うコーディネーター。

### 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力に支援を必要とする人の財産管理や身上監護を行うため、家庭裁判所に申立てを行い、審判により成年後見人等が選任される制度。

〔た行〕

### 地域ケア会議

高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図るために、個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成の5つの機能を持つ会議。個別の支援を行う「個別地域ケア会議」、日常生活圏域ごとに行う「小地域ケア会議」、市レベルの「市地域ケア会議」の3つの会議により構成されている。

### 地域づくり協議会

自分の住んでいるまちや地域を、住民自ら考え、住みやすく、魅力的なものにするため、地域の課題及びその解決策への取組みを図るとともに、地域の文化や自然環境など地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを進めるため、住民自治に取り組む組織。概ね小学校区単位の地区活動団体

によって組織されている。

### 地域づくり協議会福祉部

地域づくり協議会の中に、福祉に関する活動を組織的に展開するために設けられた専門部会。従来の地区社会福祉協議会が移行した地区や、地区社会福祉協議会を含む関係団体が参画する地区など、地区の実態にあわせた体制がつけられている。

### 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

### 地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、高齢者の総合相談窓口として、保健、福祉、医療の連携、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う介護保険法に規定された機関。生活圏域を踏まえて設定され、市町村に委託された法人が運営する。

### 地区社会福祉協議会（地区社協）

概ね小学校区から中学校区の圏域で、住民の主体的な参加と協力によって身の回りの生活課題を協議し、解決のために活動する任意組織。地域づくり協議会の参加団体として、地区の実態にあわせて移行が進められている。

### デマンド型乗合タクシー

既存のタクシー車両を活用し、自宅と決められた施設の間を予約のあった利用者を乗り合わせながら送迎する。市内全域を8つの地区に分けて運行しており、お住まいの地区で利用できる。利用には事前の登録が必要となる。

〔な行〕

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力に支援を必要とする人と契約し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の援助を行い、自立生活を支援する事業。

### 認知症カフェ

認知症の方やその家族が、気軽に地域住民や専門職と相互に情報共有し、お互いを理解しあう場として開催されるカフェ。地域で生活する認知症の方の不安軽減、介護者の負担軽減も目的とする。

### 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、偏見をもたず認知症の人やその家族を見守る応援者。認知症サポーター養成講座を受講した方が認知症サポーターとなる。全国で「認知症サポーターキャラバン事業」として認知症サポーターの養成が進められている。

〔は行〕

### 配食ボランティア活動

地域住民ボランティアの助け合いによって、一人暮らし高齢者などの希望者に対し、見守りを兼ねて定期的にお弁当を届ける活動。

### ひと・ほんの庭 にこっと

豊田図書館を改修し、子育て支援機能と図書館機能が融合した新しい施設として開設される施設。本の利活用を図りながら、来館者とコミュニケーションをとる中で自然な形で相談につながる幅広い世代に向けた施設を目指す。

### 避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、円滑に避難する際に特に支援を要する方。他者の支援がなければ避難することができない方。

### 福祉委員

自治会より概ね100世帯に1人の目安で選出され、自治会役員や民生委員・児童委員、地区社協役員、地域ボランティア等と連携し、日常生活や地域活動の中で無理のない見守り支援を行う、地域福祉推進の担い手。

### 福祉教育サポーター

学校や地域における福祉教育の実践を支援するため、市社会福祉協議会が養成した市民サポーター。

### 法人後見事業

受任体制を整えた社会福祉法人やNPO法人などが家庭裁判所から成年後見人等を受任し、判断能力に支援を必要とする人の財産管理や身上監護を組織的に行う事業。

### ほっとな地域づくり仕掛け人

市社会福祉協議会が行う地域福祉推進のための人材養成講座の修了者を認定する制度。

### ボランティア人材バンク

無理なくちょっとしたお手伝いとして地域活動に参加できる方に登録していただく仕組み。地域づくり協議会が活動する上でノウハウや人手が欲しい時に、協議会から登録者へ声を掛け、一緒に活動していただく仕組み。

い時に、協議会から登録者へ声を掛け、一緒に活動していただく仕組み。

### ボランティアセンター

ボランティア活動の拠点として、市総合健康福祉会館（iプラザ）に設けられている。ボランティア活動に参加したい人をボランティアサポーターとして登録し、ボランティアに活動を頼みたい人の相談を受けてコーディネートを行うほか、必要な情報提供やボランティア講座などを開催する。

〔ま行〕

### まちの保健室

地区担当保健師が、交流センターを中心に地域へ出向いて行う出張型保健師相談。地域の健康情報提供やミニ講話、健康器具を使用したヘルスチェックなども随時行う。

### 民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づいて選出され、厚生労働大臣の委嘱を受け、担当地域において生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの相談支援を行い、関係行政機関に協力するなどして地域福祉の増進に努める。

〔や行〕

### 要保護児童等対策協議会

市、児童相談所、警察、地域の代表、学校など関係機関により組織され、要保護児童等の早期発見と適切な保護及び要支援児童もしくは特定妊婦等への適切な支援を行うことを目的に情報交換を行い、援助方針の協議を行う組織。

〔ら行〕

### 老人クラブ

地域における高齢者の健康づくりや介護予防をすすめるクラブ活動。在宅高齢者やその家族を支援する友愛活動や、安全・安心の住みよいまちづくりを目指すボランティア活動にも取り組む。愛称を「シニアクラブ」という。

〔わ行〕

### ワークショップ

問題の解決や学びを深める手法。進行役のファシリテーターを中心に、参加者全員が自発的に作業や発言ができる環境をつくって進める形が一般的。





—— 第3次磐田市地域福祉計画・第3次磐田市地域福祉活動計画 ——

発行年月：平成30年3月

発行：磐田市健康福祉部福祉課・磐田市社会福祉協議会

〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 <sup>あひ</sup>i プラザ（総合健康福祉会館）内

Tel 0538-37-4814 Fax 0538-36-1635（磐田市健康福祉部福祉課）

Tel 0538-37-4824 Fax 0538-37-4866（磐田市社会福祉協議会）